

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、平岡新開共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 悟呂子池地区）を行うことについて令和2年1月16日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和2年1月31日から同年2月20日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

香川県知事 浜 田 恵 造